

都市公園法等の許可等に係る審査基準

1 趣旨

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）、神奈川県都市公園条例（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 7 号。以下「条例」という。）、神奈川県都市公園条例施行規則（昭和 32 年 11 月 19 日規則第 102 号。以下「施行規則」という。）及び神奈川県都市公園施設利用規則（昭和 46 年 3 月 31 日規則第 26 号。以下「利用規則」という。）の審査基準については、次のとおりとする。

なお、この基準において、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）は「法施行令」、都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）は「法施行規則」という。

2 公園施設の設置許可、管理許可、変更許可及び更新許可（法第 5 条第 1 項）

- (1) 法第 2 条 2 項に定める公園施設に該当すること。
- (2) 都市公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、当該都市公園の効用が全うできるものであること。
- (3) 公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められること、若しくは公園管理者以外の者が設け、又は管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められること。
- (4) 法、法施行令、法施行規則及び条例等関係法令が定める設置基準及び技術的基準に適合すること。
- (5) 都市公園計画上及び都市公園管理上支障のないこと。
- (6) 許可を受ける主体が、許可を与える公園施設の規模や管理の内容に応じ、当該公園施設を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有する者であること。なお、法人格のない任意団体に対して許可を与える場合は、責任者、連絡体制等が明確にされていること。
- (7) 許可を受ける主体が、神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団、第 3 号に定める暴力団員、第 4 号に定める暴力団員等、第 5 号に定める暴力団経営支配法人等に当たらないこと。
- (8) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織の利益にならないこと。
- (9) 施設の規模、構造及び外観が当該公園の環境に適合するものであること。
- (10) 防犯や利用者の安全及び衛生に十分に配慮した施設であること。
- (11) 営利行為を伴うときには、販売品目が都市公園内での販売に適しており、かつ、近隣における同種の販売品目の価格・料金と比較して社会通念上均衡していると認められること。
- (12) 特定の少数者に利用が限定されないこと。
- (13) 騒音等の発生等により他の都市公園利用者による公園利用を著しく阻害しないこと。

(14) 法第5条の5第2項の公募対象公園施設の場所（法第5条の6第1項の変更の認定があったときは、同条第3項において準用する法第5条の5第2項の公募対象公園施設の場所）でないこと。ただし、申請者が認定計画提出者（法第5条の6第1項）の場合はこの限りでない。

(15) 自動販売機の設置管理許可、変更許可又は更新許可に当たっての審査基準は、上記2（1）から2（14）までのほか、次によるものとする。

ア 指定管理者が設置管理するときには、指定管理者募集時の提案書に記載された自動販売機台数内であること。ただし、個別具体的事情により、新設・増設の必要性が客観的に高いと認められるものについては、この限りではない。

イ 都市公園の景観や環境負荷の軽減に配慮されたものであること。

ウ 転倒防止措置が講じられていること。

(16) 公募対象公園施設（法第5条の2第1項）又は特定公園施設（法第5条の2第2項第5号）の設置許可、管理許可、変更許可又は更新許可に当たっては、上記2（1）から2（15）までのほか、次によるものとする。

ア 公募設置等計画の認定（法第5条の5第1項又は法第5条の6第1項）を受けること。

イ 認定公募設置等計画（法第5条の7第1項）に基づくものであること。

3 都市公園の占用許可、変更許可及び更新許可（法第6条第1項及び第3項）

(1) 法第6条第1項又は同条第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が、法第7条第1項各号又は同条第2項に掲げる工作物その他の物件又は施設に該当すること。

(2) 都市公園の占用が、公衆の当該都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。

(3) 都市公園の占用が法施行令及び法施行規則等関係法令で定める技術的基準に適合すること。

(4) 許可を受ける主体が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、第3号に定める暴力団員、第4号に定める暴力団員等、第5号に定める暴力団経営支配法人等に当たらないこと。

(5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織の利益にならないこと。

(6) 仮設工作物の占用については、なるべく短時間の占用となるよう努め、夜間やむを得ず現場管理者を配置することができない場合には、管理者及び連絡先の掲示がなされること。

(7) 露店の設置は認めない。ただし、次のアからウの事項を全て満たす場合はこの限りではない。

ア 地方公共団体、指定管理者又は公共的団体（農協、商工会議所等）が主催、共催、

後援、協賛等を行う催事等であること。

イ 都市公園の本来の利用目的に沿って利用促進が図られること。

ウ 都市公園管理上支障がないと認められること。

(8) 地下公共駐車場の占用については、上記 3 (1) から 3 (5) のほか、昭和 37 年 11 月 15 日付建設都発第 257 号建設省都市局長通達「地下公共駐車場に係る占用の許可について」の基準によること。

(9) パーソナル・ハンディホン・システム（簡易型携帯電話システム）無線基地局の占用については、上記 3 (1) から 3 (5) のほか、平成 7 年 5 月 30 日付建設省都公緑発第 70 号建設省都市局公園緑地課長通知「PHS 無線基地局の都市公園占用の取扱いについて」の基準によること。

(10) 光アクセス装置（光ケーブルによりデジタル信号で送られた情報を、アナログ信号にしてメタルケーブルにより各利用者へ送るための施設）の占用許可については、上記 3 (1) から 3 (5) のほか、平成 9 年 3 月 28 日付建設省都公緑発第 25 号建設省都市局公園緑地課長通知「光アクセス装置の都市公園占用の取扱いについて」及び平成 9 年 11 月 5 日付都公第 172 号都市部長通知「都市公園における光アクセス装置の取扱いについて」によること。

(11) 保育所その他の社会福祉施設で法施行令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）（以下、「保育所等」という。）の占用許可に当たっての審査基準は、上記 3 (1) から 3 (5) のほか、次によるものとする。

ア 周辺の土地利用の状況から、都市公園の土地を有効に活用する必要性が高い場合に、都市公園の効用を阻害しない範囲内において、都市公園の土地を他用途に活用することで都市公園の機能増進が図られるという、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであること。

イ 保育所等の将来的な需要予測に基づく整備方針等を踏まえ、保育所等の占用の必要性があること。

ウ 保育所等の整備や管理運営にあたっては、法、条例及び保育所等に係る個別の関係法令等の定めを遵守するとともに、公園利用者等への影響に配慮されていること。

エ 国有地を借り受け設置されている都市公園において、国有地部分に保育所等を設置する場合は、管轄の地方財務局と予め調整が行われていること。

オ 都市公園外に適地があり、これを容易に使用できる場合に当たらないこと。

カ 近隣住民と十分な調整が行われていること。

キ 保育所等施設を所管する地方公共団体の福祉部局と十分な連携が図られていること。

ク 設置場所については、当該施設利用者の送迎時の通行が他の都市公園利用の支障にならないように配慮するとともに、近隣住環境への悪影響が懸念される場合には都市公園周辺との緩衝帯を設けるなど、配置の工夫が行われていること。

ケ 地方公共団体以外の者が設置及び運営する場合は、公募により選定された者である

こと。

- (12) 利便増進施設（法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号）の占用許可、変更許可又は更新許可に当たっての審査基準は、上記 3（2）から 3（5）のほか、次のとおりとする。

ア 施行令第 12 条第 1 項又は第 2 項の物件又は施設であること。

イ 公募設置等計画の認定（法第 5 条の 5 第 1 項又は法第 5 条の 6 第 1 項）を受けること。

ウ 認定公募設置等計画（法第 5 条の 7 第 1 項）に基づくものであること。

4 都市公園の占用の許可又は許可事項の変更に代わる協議（法第 9 条）

(1) 当該占用が法第 9 条が規定する国の事業のためであること。

(2) その他、上記 3 の要件を満たすこと。

5 公園予定区域等における許可（法第 33 条第 4 項）

法第 33 条第 4 項に定める公園予定区域等における許可については、上記 2、3 及び 4 を準用する。

6 行為許可及び変更許可（条例第 11 条第 1 項及び第 3 項）

(1) 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 6 号のいずれかに当たること。

(2) 都市公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、著しい支障がないこと。

(3) 都市公園としての効用を踏まえ、公園の利用促進と相乗効果が期待できること。

(4) 一般の都市公園利用及び都市公園の管理にあたって著しい支障をあたえないこと。

(5) 都市公園内外の環境を考慮した適切な場所で行われること。

(6) 安全上の対策が講じられていること。

(7) 環境衛生対策が講じられていること。

(8) 入場料を徴収する場合は、料金が適正であること。

(9) 周辺住民の理解が得られること。

(10) 許可を受ける主体が、神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団、第 3 号に定める暴力団員、第 4 号に定める暴力団員等、第 5 号に定める暴力団経営支配法人等に当たらないこと。

(11) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織の利益にならないこと。

(12) 公平性及び公正性という点から妥当であること。

(13) 無人航空機又は模型航空機等を使用するに当たっては、次のアからサの事項を遵守すること。

ア 航空法、電波法等の法令を遵守すること。

イ 日出から日没までの日中に飛行させること。

ウ 直接肉眼による目視の範囲内で無人航空機又は模型航空機等とその周囲を常時監視

して飛行させること。

エ 第三者又は第三者の建物、都市公園の公園施設若しくは自動車などの物件との間に、30m以上の距離を保って飛行させること。

オ 都市公園内外のイベントなど多数の人が集まる催し等の際は、都市公園の上空で飛行させないこと。

カ 爆発物など危険物を輸送しないこと。

キ 無人航空機又は模型航空機等から物を投下しないこと。

ク 雨天、降雪、濃霧、強風（風速秒速5メートル以上）下では飛行させないこと。

ケ 対人対物の賠償責任保険に加入していること。

コ 航行中の航空機に衝突する可能性があるところでは飛行させないこと。

サ 公園管理者が危険と判断した場合には、飛行させないこと。

(14) 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 6 号の行為許可及び変更許可に当たっては、上記 6（1）から 6（13）のほか、次によるものとする。

ア 物品を販売し、又は配布すること。（条例第 11 条第 1 項第 1 号）

（ア）催し等の開催に伴う出店であること。

（イ）物品販売等の内容、種類が都市公園内での販売として適正なものであること。

（ウ）物品販売の価格が適正であること。

（エ）露店の設置は認めない。ただし、次の a から c の事項を全て満たす場合はこの限りではない。

a 地方公共団体、指定管理者又は公共的団体（農協、商工会議所等）が主催、共催、後援、協賛等を行う催事等であること。

b 都市公園の本来の利用目的に沿って利用促進が図られること。

c 都市公園管理上支障がないと認められること。

イ 業として、映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。（条例第 11 条第 1 項第 2 号）

（ア）公序良俗に反し又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。

（イ）使用時間及び使用場所は必要最小限とすること。

ウ 興行を行うこと。（条例第 11 条第 1 項第 3 号）

（ア）都市公園で行う興行として適切な内容であること。

（イ）専ら営利を目的とした興行でないこと。

（ウ）一般の公園利用者及び周辺住民に支障を与えないものであること。

（エ）事前周知の計画が適切であること。

（オ）予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。

エ 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。（条例第 11 条第 1 項第 4 号）

- (ア) 都市公園で行う催しとして適切な内容であること。
- (イ) 専ら営利を目的とした催しでないこと。
- (ウ) 一般の公園利用者及び周辺住民に支障を与えないものであること。
- (エ) 事前周知の計画が適切であること。
- (オ) 予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。

オ 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。(条例第 11 条第 1 項第 5 号)

- (ア) 公益的かつ世間で一般的に有用と認知されたものであること。
- (イ) 国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会その他知事の認める公共団体若しくはこれに準ずる団体又は当該公園の指定管理者が行うものであること。
- (ウ) 実施方法が都市公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

カ 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。(条例第 11 条第 1 項第 6 号)

- (ア) 公園内における火気の使用は、公園管理者が指定する特定の場所以外では行わないこと。
- (イ) 催し等における出店で火気器具を使用する場合は、防火担当者を選任し、予め消防機関に届出を行い、安全対策について指導を受けていること。

7 公園施設の利用の承認 (条例第 15 条第 1 項)

- (1) 施設の利用の目的が個々の公園施設の本来の目的に合致していること。
- (2) 利用規則別表に定める受付期間内に利用の申込みがあること。但し、所長が特に必要と認めるもの(利用規則第 3 条第 2 項)に当たる場合はこの限りではない。
- (3) 抽選を行う施設にあつては、抽選に当選すること。
- (4) 営利を目的とした利用でないこと。

8 有料の公園施設の使用料の減免 (条例第 26 条)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、免除できるものとする。
 - ア 地方公共団体又は指定管理者等が体育・文化行事等を行うために使用する時。
 - イ 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所が児童又は生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴収しないでその施設を利用するとき。
 - ウ 社会福祉事業を営営する団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴収しないでその施設を利用するとき。
 - エ 心身障害(児)者が有料の公園施設を利用するとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、半額免除できるものとする。
 - ア 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所が児童又は生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用するとき。
 - イ 社会福祉事業を営営する団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行う

ため、入場料を徴して利用するとき。

- (3) その他、公共的目的で使用する場合で、特にやむをえないと認められるときは、前2項のほか減額又は免除できる。

9 有料の公園施設の使用料の還付（条例 27 条但書）

「災害その他特別の事情」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害又は荒天等により有料の公園施設を使用することが客観的に不可能なとき。
(2) 使用者の責めに帰すことができない事由により使用することができないとき。
(3) その他、知事がやむを得ないと認めるとき。

10 休憩所等の料金等の承認（施行規則第 5 条）

- (1) 販売品目が都市公園内での販売に適していること。
(2) 近隣における同種の販売品目の価格・料金と比較して社会通念上均衡していると認められること。

11 公園施設等の臨時休場日等の承認（利用規則第 2 条第 4 項）

- (1) 公園施設等の利用に際し、臨時休場日等が必要と認められること。
(2) 公園施設等の利用に著しい支障を及ぼさないこと。

12 利用申込みの受付期間前の申込み（利用規則第 3 条第 2 項）

「所長が特に必要と認めるもの」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 神奈川県又は指定管理者が公共用に供するため使用するとき。
(2) 災害又は荒天等により受付期間内に申込みすることが客観的に不可能なとき。
(3) その他、公共的な必要性が認められるとき。

13 利用日の変更の承認（利用規則第 7 条第 3 項）

- (1) 申出のあった時点において受付け中の供用日又は供用時間であること。
(2) 申出のあった時点において希望する供用日又は供用時間に、当該公園施設において他の利用承認がないこと。

14 仮設の工作物の設置等の承認（利用規則第 8 条第 1 項）

- (1) 法第 2 条第 2 項の公園施設に該当しないこと。
(2) 法第 7 条第 1 項及び同条第 2 項の占用物件に該当しないこと。
(3) 公園施設の利用に際し、当該仮設工作物の設置が必要と認められること。
(4) 利用承認期間又は時間内に設置及び撤去が可能な構造であること。
(5) 設置により公園施設を損傷するおそれのないこと。

附則

この審査基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この審査基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。